

第三十一回 参議院大蔵委員会議録第十八号

昭和三十四年三月十九日(木曜日)午後二時七分開会

委員の異動

三月十八日委員中野文門君、苔米地英俊君、鶴見祐輔君及び笹森順造君辞任につき、その補欠として梶原茂嘉君、井上知治君、林田正治君及び岡崎眞一君を議長において指名した。

本日委員林田正治君、井上知治君、廣瀬久忠君及び青木一男君辞任につき、その補欠として川村松助君、下條康麿君、吉江勝保君及び小山邦太郎君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 加藤 正人君
理事 土田 國太郎君
山本 米治君
大矢 正君
平林 剛君
天坊 裕彦君
岡崎 眞一君
川村 松助君
木内 四郎君
木暮武太夫君
小山邦太郎君
追水 久常君
下條 康麿君
塩見 俊二君
西川甚五郎君
吉江 勝保君
榊 繁夫君

委員

野溝 勝君
政府委員 大蔵政務次官 佐野 廣君
大蔵省主計 小原 孝次君
局長 純夫君
大蔵省主税局長 原 純夫君
事務局側
常任委員 木村常次郎君
会専門員
説明員 大蔵省主税 木村 秀弘君
局長 局長 局長 局長
食糧庁業務 昌谷 孝君
第二部長 局長 局長
運輸省港灣 園田 圭祐君
局管理課長

政府委員

野溝 勝君
大蔵政務次官 佐野 廣君
大蔵省主計 小原 孝次君
局長 純夫君
大蔵省主税局長 原 純夫君
事務局側
常任委員 木村常次郎君
会専門員

説明員

大蔵省主税 木村 秀弘君
局長 局長 局長 局長
食糧庁業務 昌谷 孝君
第二部長 局長 局長
運輸省港灣 園田 圭祐君
局管理課長

本日の会議に付した案件

○関稅定率法の一部を改正する法律案 (内閣提出、衆議院送付)
○砂糖消費稅法の一部を改正する法律案 (内閣提出、衆議院送付)
○特定港灣施設工事特別會計法案 (内閣提出、衆議院送付)
○補助金等の臨時特例等に関する法律案の一部を改正する法律案 (内閣提出、衆議院送付)

○委員長(加藤正人君) ただいまから委員会を開会いたします。
まず、委員の異動について御報告いたします。本日付をもって林田正治君、井上知治君、廣瀬久忠君が辞任せられ、その補欠として川村松助君、下條康麿君、吉江勝保君が委員に選任せられました。

○委員長(加藤正人君) 関稅定率法の一部を改正する法律案、砂糖消費稅法の一部を改正する法律案、以上兩案を一括して議題といたします。
兩案に対し質疑のある方は御発言を願います。

○大矢正君 関稅の問題についてお伺いしたいのですが、自國で砂糖を生産する國は別でありますけれども、日本のように大部分を外國から輸入をする國の關稅の額というものは、どの程度のものか、御説明いただきたいと思うのであります。

○説明員(木村秀弘君) これは砂糖に限りませんけれども、砂糖につきましても、各國の關稅率並びに關稅の額というものは非常にまちまちでございまして、國內でもってビートを生産しております國、あるいは今後生産をいたそうという國につきましても、初めからその生産をあきらめておられる、國內の供給というものをあきらめておられる、たゞは、高稅率の例といたしましては、フランスの關稅率が三三〇%でございまして、これを協定によつて三分の一、一一〇%に切り下げております。従いまして、現在の實効稅率は一一〇%でございまして、それからまた、イタリヤは暖地ビートを生産いたしておられますけれども、イタリヤにつきましましては一〇五%になっております。そういうふうで、國內で生産をしております國につきましましては相當高率

の關稅を課しておるのが実情でございまして。また、イギリスにおきましても、第一次大戦前は全然生産がございせんでしたけれども、第一次大戦後關稅を課して、現在國內需要の三分の一くらいを生産する段階に至っております。今回のわが國の關稅の増徴につきましまして、保護というよりも、むしろ今後の生産を育成するという意味において、育成關稅的なものと考えております。

○大矢正君 今、パーセントで御説明があつたけれども、私どもまだ不勉強で、大体國際價格の平均というふうなものがよくわかりませんので、こういう關稅をかりに現在の日本の關稅と比較をしてみたい場合に、どの程度になるか、御説明をしてみたいと思つておりますけれども。

○説明員(木村秀弘君) 今回の改正案によりますと、わが國の關稅率を從價に換算いたしまして、すなわち、過去三カ年の平均輸入額に対して關稅の收入の割合が大体一〇二%くらいになるかと思つております。

○大矢正君 私どもは、この砂糖の値段というものが引き下げられて、國民がもっと安い値段で消費ができることを望んでおられるわけですが、そこで、關稅を上げるのと當然その部分だけ國內の糖価というものが上がるといふことで、これは非常に問題がある点でございまして、私どもは、今の状況を考えまして、また關稅を引き上げて國内の糖価を引き上げないでやつてい

る余地があるというように考えるわけなんです。が、こういう私どもの考え方に對して大蔵省としてはどういふふうにお考えになっておられるか。これはほんとうは農林省から、食糧庁あたりで答弁してもらつた方がいいのですが、きょうは来ていないのですが、博學多識な政務次官もいるようですが、一つ。

○説明員(昌谷孝君) 國內の甘味資源の育成をやつております私どももいたしまして、生産いたします方々の諸般の合理化によりまして、なるべく消費者の負担にならないような合理的な生産過程を経た甘味資源を國內で供給することが本来であると思つております。各般の措置を講ずることによりまして、今後逐次合理化も進むことを期待し、それによつて将来にわたつては逐次適正な價格に引き下げるよう努力して参りたい。そういう目標をもつていろいろ生産その他加工段階まで、あるいは各過程の合理化を指導いたしまして、またいろいろな措置を講じなければならぬ。そういうことが長い將來にわたつて十分可能であるといふことを、確信もいたしておるわけでございまして。

ただ、何分、ただいまの段階では、多少保護的な關稅と申しますか、育成的な關稅措置も付していただきませんと、今にわかにはおろしません。この態勢が確立をされておられません。こういったことによつて、將來の合理化もまた可能であらうかと思つて、そういう状態に一日も早くなるように

の關稅を課しておるのが実情でございまして。また、イギリスにおきましても、第一次大戦前は全然生産がございせんでしたけれども、第一次大戦後關稅を課して、現在國內需要の三分の一くらいを生産する段階に至っております。今回のわが國の關稅の増徴につきましまして、保護というよりも、むしろ今後の生産を育成するという意味において、育成關稅的なものと考えております。

○大矢正君 今、パーセントで御説明があつたけれども、私どもまだ不勉強で、大体國際價格の平均というふうなものがよくわかりませんので、こういう關稅をかりに現在の日本の關稅と比較をしてみたい場合に、どの程度になるか、御説明をしてみたいと思つておりますけれども。

○説明員(木村秀弘君) 今回の改正案によりますと、わが國の關稅率を從價に換算いたしまして、すなわち、過去三カ年の平均輸入額に対して關稅の收入の割合が大体一〇二%くらいになるかと思つております。

実現をいたしたい、かように存じております。

○大矢正君 これは食糧庁としても、砂糖の市中価格というものが下つて、消費者に喜ばれることを、否定はしてはいないと思うんですが、ただ、合理化が進められて糖価が下ることを期待しているというふうな状態では、これは結局解決のしない問題でありまして、やはり大部分の砂糖というものが粗糖として外国から入ってくるのであれば、現状の段階では、相当大きな製糖業者というものは国内産糖に対する価格の面で力があるわけですからね。ですから、私は考えて、むしろこの際精製糖業者の価格の維持をするためにいろいろな工作をしておるのを排除して、精製糖業者もできる限り合理化を通じて国内産糖の引き下げをはかる方向に持っていくかなければならぬと同時に、そのためには、やはりもっともっとテンサイ糖を保護する形で、テンサイ糖の値段の引き下げをはかることによって必然的に精製糖業者も市中販売価格というものを下げざるを得ない方向に持ち込んでゆくのが、私は国内産糖の引き下げのとるべき道ではないかと思うのでありますけれども、今の段階における政府の提案では、どうもそういうことが考えられていないようですね。一昨日のこの委員会においても私が申した通りに、まだまだ高配当が続いておりまして、それから償却も非常にスムーズに行われておりまして、単にこれだけを見て、またやはり精製糖業者は合理化のために、あるいは自分の配当それ自身のためにも、考えるべき余地があると思ひます、それから製糖工業というものが、

たとえば国の失業対策の一環といつちや悪いんですけれども、雇用労務者をたくさんかかえているというなら別ですけれども、今の精製糖業などというものは、かかえている労務者というのは非常に微々たるものでありまして、これが国のいわば失業対策の面とか雇用の面で大きな役割を果しているわけでもございませぬし、すべてが機械化でありますから、こう考えてみる者に対してきつい線が臨んで、国内の糖価を下げさせて、国民一般から喜ばれる方向に持ってゆける可能性もあるし、そうする必要はあるということもあなただけの御答弁では、私どもは納得いかぬのですが、むしろこの際、もっと消費税を引き下げて、そうしてその下げた分を政府が吸い上げるんじゃないやなくて、振興会その他で吸い上げるんじゃないやなくて、その分を結局安く売るような方向に努力をさせて、それによって輸入精製糖の国内販売価格というものも引き下げるような方向にゆくべきじゃないかと思ひますが、食糧庁、どうですか。

○説明員(昌谷孝君) さしあつたりの対策をいたしましては、輸入量を特別になるべく規制をいたさず、つまり需給関係をなるべく緩和いたしまして、特にそういった国際価格以上の価格で売れる余地を作らないというのが、先般来私が申し上げました一つの方向であろうかと思つております。それから、もう一方の角度からいたしますと、先般御説明いたしました、なるべく国内の砂糖類の増産をはかること、御指摘のように、現在ではテンサイ糖は遺憾

ながらまだ十二万トン弱の生産にすぎません。全体の一割程度しか生産ができておりません。これを、私どもの考えておりますように、四十万トンにもも供給をふやしますならば、当然市価の形成について国内産の指導的な地位というものが上つて参ります。そういった二つの面から、御指摘のような輸入糖の価格が、一ころ見られましたような値上りをする、そういった状況を防いで参りたい、さように考えておるわけでありまして。

○大矢正君 去年の製糖業者の党に対する、政党に対する献金というのは、団体としては三番目か四番目に位していただけるわけですが、非常に多額の政党献金をできる余地を製糖業者が持っているわけですから、今、今の機械の稼働状況は、おそろく私は四〇%以上、五〇%くらいまでは稼働をしております。少ないかと思つては、もう半分を多少上回る程度しかおそろく機械は動いていないのじゃないかと思つたのだけれども、日本の国内のあらゆる産業を見たつて、稼働率が五〇%ないしは六〇%程度では、利益のあがるなという産業はないはずなんだが、製糖業者に限つては、これはもうそれでもなおかつ最高四割、最低二割、平均すれば三割程度近い配当を続けているというところは、まだまだ製糖業者に余力のあるところを示しているのですから、お任せして、高い砂糖を国民に納めさせるということについては、これはもうどうも納得いきません、そういう意味ではね。しかし、これは法律の改正と直接的な問題でありまして、いわば全体的な問題でありますから、このことについて議論をしたり、どうのこうのという考え方はございませぬけれども、とにかく私に、私にそういうことに対して非常に多くの心配があります。

○説明員(昌谷孝君) 振興会の財政的な基礎をいたしましては、御指摘のように、国からの出資金とそれから補助金というものをもちつて予定をいたしております。大体五年間に、国からの出資金として予定をいたして、国からの出資が約十五億、それから補助金として予定をいたして、おそろく必要な施設その他をまかなつて参る。で、五年たちますと、おおよそ十二億程度の基本金と申します。基本財産的な基金が造成されますので、その後は、法の運用によりまして、年々必要な経費の支弁ができて参る。現在のような年々の予算によりまして、やつておられます。またかなり貧弱なスケールでやつておられます。テ

納を認めることで、糖価のそういつた
予定糖価からの値下りに応じた救済を
考慮いたしております。なお、著しく
継続的に糖価が変動した場合には、そ
の所定のキログラム当り六円という金
額を改訂することも規定に予定をいた
してありますが、まあ大かたの場合
は、最初に申し上げました延納措置に
よって処理ができるというふうに考え
ております。

○大矢正君 食管会計の中の、特に精
製糖の買入れですね、テンサイに関
係して、これの従来までの赤字とい
うのはどのくらい累積されているの
ですか。

○説明員(昌谷孝君) 約四十億程度で
あったかと記憶いたしております。

○大矢正君 最も最近の三十三年度の
見込みは、大体どういうことになるよ
うですか。

○説明員(昌谷孝君) 三十三年度は、
農産物勘定全体で二十二億の赤字が予
想されております。三十四年度に逆に
黒字が期待されますので、それと一般
会計からの繰り入れ十億をもって、三
十四年度末には農産物勘定全体として
は赤字がなくなる、トントンになると
いうふうな予定で予算を編成してあり
ます。

○大矢正君 私が聞いているのは、三
千百五十円という価格の維持をして、
それ以上で買入れた工場、会社か
ら、結局、精製糖を国が買い上げるの
でしょうか。この部分の三十三年度の見
通しはどうかと聞いている。

○説明員(昌谷孝君) 従来は三千百五
十円の原料価格以上でなければならぬ
というふうに法律の規定がございまし
たが、税の關係その他がございまして、

三千百五十円以上で売れる機会という
ものがなかった關係で、全部その最低
価格によって政府に売り渡しをいたし
ておったのでありますが、その累積的
な赤字が先ほど申し上げましたあれで
あります。今後そういつた税制の振り
かえなしに、かりに従来のような仕組
みが継続されるといたしますと、約三
十四、五億円の赤字が明年度におい
ても予定せられるだろうと思ひます。

○大矢正君 それは、三十四年度一年
間で、従来通りでいけば赤字が三十何
億かになるというのですか。そうでは
ないでしょうか。

○説明員(昌谷孝君) さようござい
ます。三十四年度だけのものござい
ます。

○大矢正君 従来までの赤字の農産物
全体の累計が四十億程度で、三十四年
度だけは、従来通りの法律そのまま
でいった場合に、どうしてそれは三十何
億の赤字になるのですか。

○説明員(昌谷孝君) 一点は、生産量
が、御承知のように、法律充足当時は
非常に小さな生産量で、最近やと十
万をこしたという状態。すべり出し
した最初は五万にもならなかったわけ
であります。従って、生産量そのもの
が非常に少なかったという、これが一
点。それからもう一点は、買い上げま
した砂糖を食糧管理特別会計は時価で
売却をいたしておりますが、過去にお
きましては、先般も申し上げましたよ
うに、八十五円とかというふうな、八
十円以上の市価が形成された時代が
かなりございまして、そこで、かなり高
い値段で売ることが可能であった。最近
は、ここ本年になりましてからは、御
承知のように、輸入も十分の外貨予算

確保ができるようになりまして、糖価
も大体国際価格に国内糖価がほとんど
比例をして、特別の何と申しますか、値
ざやが最近は実現をいたしております
ん。そこで、政府が買います量がふえ
た一方、売ります方の売却単価が非常
に下つたと申しますか、適正になつた
と申しますか、市価に引きずられて、
数年前に比べれば、安くなつた。その
二点が今の御不審の点の理由かと存じ
ます。

○平林剛君 輸入糖の関税を含めた価
格、幾らですか。

○説明員(昌谷孝君) 私どもが想定を
いたしております国際価格をベースに
いたしますと、従来は開税、消費税の
もとで七十一円というふうに見ており
ます。それから、新しい税制のもとで
七十三円程度というふうに見ており
ます。

○平林剛君 国内で砂糖が販売される
ときは、幾らになっておるのですか。

○説明員(昌谷孝君) ちよつと御趣旨
がよくわかりかねますが、今申し上げ
ましたのが、その輸入糖の国内で販売
されます場合の一斤当りの卸売価格で
あります。

○平林剛君 私の初めの質問は、現地
で買入れれるときの価格です。それは
幾らかということですか。今の七十一円
というのは、国内で販売されるときの
価格でしょうか。外国で買付けるとき
はどのくらいか。

○説明員(昌谷孝君) 七十一円で計算
いたしておりますもとなつておりま
す国際価格は、ポンド当り三セント四
十五をベースにしてはじいたものであ
ります。

○平林剛君 比較できるように答えて

もらいたいのだな。ちよつと血のめぐ
りをよくさせなければいかぬと思うの
で……

○説明員(昌谷孝君) ポンド当り三セ
ント四十五と申しますのは、CIF価
格にいたしまして八十九ドル五十三セ
ントというものが、私が先ほど申しま
した価格の基礎になっております。輸入
する原価でございまして、これを円に換
算し、かつ斤に換算いたしますと、十
九円四十銭ということになるかと思
います。

○平林剛君 これは相手国、輸入する
国によって違ふけれども、買付のとき
は十九円四十銭で国内で販売されると
きは七十一円になる、こういうふう
に理解していいのですか。

○説明員(昌谷孝君) その通りでござ
いまして、原料のCIF価格が斤当り
十九円四十銭、それに関税二十四円九
十銭、それから輸入諸掛り、梱包費等
を加えました製造原価が、おおよそ五
十四、五円ということになります。

○平林剛君 砂糖の会社は大体どの程
度利潤をあげておるのですか、最近の
数字を示して下さい。代表的な会社で
けつこうです。

○説明員(昌谷孝君) 御指摘の利潤は
どのくらいかということ、今手元に確
定な資料を持っておりませんが、いわ
ゆる配当は四割程度から一割何分程
度、さまざまございまして。

○平林剛君 手元に資料がないのはわ
かりませんが、大体昔から三景気とい
われて、砂糖の会社がもうかっておる
というのの評判が高いのだけれども、
もつとわかりませんか、何億円くら
いもうかっておるかということ。

○説明員(昌谷孝君) 最近の資料に

よって見ました場合に、配当は、先ほ
ど申しましたような四割程度から一割
八分程度ということになりますが、売
上利益は、これは私の記憶でございま
すから、ちよつとなにかもしれませ
んが、大体大手十七社の平均の年間の売
上利益は大かた三億程度であったかと
記憶いたしております。

○平林剛君 これ、最近の資料、一つ
作ってくれませんか。資料として提出
をしていただきたい。

それから、今回の砂糖の関税率の引
き上げによって、国内の消費者にはね
返るようなことはありませんか。

○説明員(昌谷孝君) 国際価格の今後
の推移、また需給關係から申します今
後の砂糖価格の推定がございまして、
現実の姿がどういふふうに移すか
は、なお今後の関税をかけたあとの情
勢によって相動いて参ると思ひます
が、一応、先ほど申しましたように、
国際糖価も特に変動なし、前とあと
とで同じ、それから国内の需給關係そ
の他も変らないというふうに見ますれ
ば、輸入糖の国内価格は約二円上るこ
とになるかと思ひます。これは過去
数年間旧税率のもとで実現いたしまし
た国内価格と比較いたしますれば、そ
れよりもかなり低めになることは先ほ
ど申し上げた通りであります。

○平林剛君 さつき私が要求した資料
の提出についてはどうですか。

○説明員(昌谷孝君) なるべく取り急
いで出します。

○平林剛君 多分、大矢委員が質問を
おやりになつたと思ひますけれども、
砂糖については従来専売制にするとい
う議論がございましたが、現在、政府
はこういうことについての検討はして

おらないのですか。

○政府委員(佐野廣君) 先日もお答えいたしましたように、ただいま専売制にしようということを検討いたしておりません。

○平林剛君 従来、研究したことございませんか。

○政府委員(佐野廣君) 従来そういう御議論のあったことはあるようでありませんが、特にこれについて具体的に検討したということはないように承知をいたしております。

○平林剛君 議論というのは、多分、河野農林大臣が閣僚としてあったときに、砂糖の専売制を報じたことがあつた。そのことをさすのだと思ひますが、具体的な研究をしないで当時の閣僚が砂糖の専売制を議論したということ、まことに今日考えても奇異な感じがするのでありますが、まあこれは別にして、砂糖を専売制にする場合どういふ障害があるのか、どういふ点が問題点になっているのか、この機会に説明をしていただきたいと思ひます。

○説明員(昌谷孝君) 砂糖につきましては、戦時、それから戦後しばらく統制があつた時代がございます。これが逐次緩和されて、現状の推移をしてきたわけでありまして、そういう統制の緩和の過程におきまして、専売というものが、何と申しますか、言葉の厳密な意味での専売ということがどういふことになりまして、なにか、言葉の厳密な意味での専売ということになりますか、全面的に輸入糖を管理するといふ趣旨で統制が行われておりましたのを、緩和いたしております過程で、そういうことは非善悪はだいたひ議論した例があるようでございます。御指摘のように、全面的に国が粗

糖あるいは砂糖を持つということが、何と申しますか、国内のビート糖の増産のために非常に、それ以外に手段がない。あるいは輸入量が非常に不足をいたしまして、それを自由な企業で販売をいたしております、非常に消費者の利益がそこなわれる。そういうような場合に、国の管理ということが一つの方法として考えられるかと思ひますが、これは専売という問題と少し離れるかもしれませんが、てん菜生産振興臨時措置法が制定されましたから今日までのテンサイ糖についての実態は、消費税が二十八円かかりました関係で、全部の製糖会社が最低価格で原料を買い、それから政府の買入れ価格によって政府に売つておつたのでありまして、このことは生産者にも、これ以上商品として伸びる希望がありませんし、また加工団体の業者といたしましても、合理化をしてコストを引き下げれば引き下げただけ政府が買入れられる価格が安くなるという形で行われますので、国内のテンサイ糖業を自立的な産業として育成したいと思ひます。上から申しますと、そういう形の、これは制度としての国家管理ではなくして、税制あるいは価格関係から来るやむを得ざる国への売り渡しでありましたけれども、やはりそういう形で企業の努力なりあるいは農民の生産意欲なりというものを刺激するといふ点から申しますと、国に売らざるを得ないという姿は、必ずしも増産振興措置として望ましくないといふふうに考えたわけでありまして、まあ御指摘の全面的な国家管理になつた場合云々ということにつきましては、なおまだ十分の研究を積んでおりませんけれども、今

度のテンサイ糖振興措置を考えましたときの一つのこういうふうな形が望ましいといふふうな考えました場合の動機に、今申し上げましたようなことが入つております点も御参考にならうかと思ひます。

○平林剛君 僕は、まだ、この問題については、河野さんほど十分な研究を積んで、専売制の方がいいと言ふほどの確信は持っていないのでありますけれども、先ほどの利潤、それから国民生活に与える影響、いろいろ考えてみると、これはむしろ砂糖については専売制をとつた方が適當ではないかという感じを持つてゐるんであります。専売制をとれば、簡単に国内消費者に対する砂糖の値段が下つただけは考えませんが、国庫収入の面においてはかなりプラスする面が出てくるのではないかと。そこで、政府でもかつて、閣僚でさえもそういうことを言つたのであるから、全般的見地に立つてこの問題について研究をしたこともない、具体的に考えたこともないなんというものは、ちょっとそこに穴があるのではないかと思ふのですが、やはり政府としても、今みたいな答弁だけでなく、専売制をとつた場合とそうでない場合について、政策的に研究してみる必要がある、そういう価値があるのではないかと思ひますが、政務次官、いかがですか。

○政府委員(佐野廣君) なるほど仰せのように、有力な閣僚等にそういう御意見があつたこともほのかに聞いておりますが、それはあなたの仰せのように、きわめて国民生活の影響の大きい問題であります点から見ますれば、十分検討する価値はあると思ひます。先

ほど私申し上げましたのは、具体的に今これを専売制にしてどういふことかをやつたことがないといふのでありまして、総合的にいいますれば、そういう議論のあつたことは先ほどお答え申し上げた通りでございますので、これは十分検討する価値のあるものと私自身は考えます。よく検討いたしたいと思ひます。

○平林剛君 政務次官のただいまの御答弁は、ぜひ一つ引き継いで、次の機会には、その検討した結論というものをあらためて伺ひする機会があると思ひますから、ちゃんと事務引き継ぎをされて、近い将来に政府としてはきりした利害得失がわかるように結論を出していただきたいということを希望いたしておきます。現在、砂糖の専売制をとつてゐる国はないのですか。

○説明員(昌谷孝君) 全部の国について十分の調査をやつたわけではございませんが、私の承知いたしておりますところは、国が全面的に管理をしておるといふ例はないようであります。英国の例では、一つの国策会社の企業合同が行われて、テンサイ糖の関係が広い意味での一社にまゝとなり、利益の調整が行われておるといふようなやり方を承知いたしております。それ以上、国が直接やっておりますのは、西ドイツが相当強い統制をやつておられますが、いわゆる専売といふふうには理解いたしておりません。

○平林剛君 それでは、あと別な問題について二、三点伺ひして、私の質問を終わりますが、これは今回無税にして、国民保健の向上に資することに政府の提案がなつておりますが、従来どの程度輸入しておつたのですか。そしてこの措置によって、その関税額ほどの程度減少することになりますか。

○説明員(木村秀弘君) 蛇木根は従来、原料のままの形で輸入されたものと、製品の形にして輸入されたものと、両方ございます。それで、三十二年の数字を申し上げますと、原料の形で輸入されましたのが二千九百三十二ドルでございます。製品の形で輸入されたものを加えますと、二十四万四千四百六十三ドルといふふうで、その三千ドル程度をこえます分は全部製品の形で入れております。ただ、製品もいろいろ加工段階によつて違ひがございますので、粉末にしたもの、あるいは製錠したもの、あるいは完全に純度の高いアルカロイドだけを取り出したもの、そういういろいろなものがございまして、それから、税額でございますが、一カ年間で、蛇木根だけでございますと、大体四十万円くらいの税額になるかと思ひます。

○平林剛君 インドの蛇木根というのは、私はこの間ちょっと見たのですが、町じゃあまり見たことがないので、どういふ会社で受け入れて、一般の国民には、無税で今度入ることになるのだけれども、どんなはね返りになつてくるのですか。その点がちょっとわからぬのだが、何か加工して別な薬の中に入つて、一般の国民にはわからない形ではね返りになつていくのか。それとも、せつかく無税にしたのだから、高血圧に悩む人には、その薬の値段でも安くなつてくるのか、

その点が明確ではありません。どういふふうにしてその効果を国民が知ることができまか。

○説明員(木村秀弘君) これは実際上の効果はどうなるかというところは、ちょっとここで申し上げかねますが、理論的には、どれくらい値下りをするかというところは計算上出ております。それは、製品でもって輸入いたしますと、大体キログラム当り六十三万円のもの、今回蛇木根の原料を無税にいたしますという、製品よりもむしろ原料の形で輸入して、こちらで精製するという方が有利になりますので、そういうふうにして国内加工をして製造をいたしますという、大体キログラム当り三十四万円くらいになるかと思ひます。従つて、理論的には、その差額だけが値下りするであろうということが予想されるわけでありまして、実際問題としては、必ずしもその額だけ下るかどうかわかりません。

○平林剛君 この関税定率法の改正については、そこが一番大事なところだと思ひます。四十万円であるか、それより少いのか、わからないということですが、せつかく関税率を現行一割からタダにしてやつて、国民保健の向上に資するというキヤッチ・フレーズはいけれども、ただ、これを取り入れている会社だけがその分だけ得して、国民保健の向上に資するなんていっているけれども、国民は、高血圧の治療に欠くことのできない医療品が安くないなら、何のために無税にするのか、少しもわからない。そういう点が確認されたいでしょうか。

○説明員(木村秀弘君) これは、もちろん一社が独占で入れておりますものではございません。製薬各社が入れまして、これを精製して売り出すというものでございますからして、原料が無税になりまかというところ、これをある会社だけが独占価格をつけて高く売るといふわけには参りませんので、おそれ今の、ほかの薬品にしてもさうであります、競争によつて漸次値段が下つてくると、少くともこの無税にいたしました程度、まるまるかどうかわかりませんが、その程度に近い値下りをするであろうということを信じております。

○平林剛君 一般の国民はどうやって目に触れますか。インド蛇木根といつて売っていないのでしょうか。高血圧の薬の名前、ほんとうに下るかどうかあつて監視する必要がありますから、薬の名前はどんなふうにして売っているか教えて下さい。

○説明員(木村秀弘君) 薬は、商品でいろいろ名前をつけますので、どういふものが出てくるかはつきり申し上げかねますが、ただ、これを含んでおります薬名といたしましては、アルカロイド・エキス、アルサオキシロン、レセルピン、こういうものでございまして、いずれにしても、アルカロイドがその成分になっておりますので、これをそこから抽出して、さうしていろいろなものとなつて、さうして製剤にするわけでございますから、個々の商品につきましては、各社によつていろいろな名称をつけますので、はつきりここで申し上げかねます。

○平林剛君 僕は当分高血圧の薬には縁がないから別ですけれども、やっぱせつかく無税にしたら、これは小さな問題だからあまり議論するののどう

かと思ひますけれども、やっぱ国民にはね返つてくるというような手配をしてもらわなければ、こういう法律にいつていまして、一つなるべく、信じていまして、高血圧の薬は高いのだから、九層倍といふくらいにして高いわけですか、少しでも安くするやうな工夫を、政府でもその責任においてやつてもらふというのを希望いたしておきます。

○樺葉夫君 ちょっとお尋ねいたしますが、百三十五万程度の甘味が要つて、百十五万程度の輸入という御説明なんです、台湾で幾ら、キューバで幾らという、最近の国別の輸入の状況をちょっと説明していただけますか。

○説明員(昌谷孝君) 昭和三十二年の会計年度で、国別を申し上げますと、輸入の総量が百八万トンでございます。そのうちキューバが四十七万四千、台湾が三十三万、豪州が十一万六千、その他ペルー九万四千、ブラジル三万、さういふことになっております。それから、昭和三十三年度は、まだ多少予定が入つておりますので動きませんが、現在予定いたしておりますところでは、百十五万トンのうち五十万トン程度がキューバ、それから台湾から四十万トン、豪州が十

万トン、以下その他というやうなことに、三十三年度は一応想定をいたしておきます。

○樺葉夫君 戦前は大体やはりこういふ比率で輸入をされていたのではありませんか。と申しますのは、台湾から入りました場合は、関税をとらなかつたに違ひない。さうすると、関税のかかる外

国粗糖、外国の砂糖の比率というものは、戦前と戦後というのはだいぶ違ひがあるやうに思ひますが、大ざっぱにどういふ計算になりますか。

○説明員(昌谷孝君) 戦前は、御承知のやうに、台湾が国内の扱いでございまして、ほとんどそれ以外に輸入はいたしておらなかつたのであります。

○樺葉夫君 さういふと、今の御説明によると、戦前は砂糖はほとんど関税のかからない砂糖を消費して、単に消費税だけであつたといふことになるわけですが、戦後、消費税はとるわ、関税はかかるわ、これは原さんの方に聞いた方がいいのじゃないかと思ひますが、何とかこれを税金を一本にするというわけにいかぬのですか。

○政府委員(原純夫君) 一本にいたしますと、今度やっておりますやうに、振りかえの問題というのがすつ飛んでしまふのですけれども、一本にしますと、全部同じ税がかかりまかから、輸入糖もこれだけかかる、国内でできたのもこれだけかかる。コストは、先ほど来お話しのように、輸入糖の方がまきり安いわけですから、国内の砂糖は全部つぶれてしまふといふことにならなわけです。やはり関税といふものは、国内糖保護の意味で、どうしても要る。今度それを相当大幅に引き上げて保護政策を強化して、その壁の中で大いに伸びてもらうといふわけですから、やはり二本建になるのはやむを得ないのじゃないかといふやうに思ひます。戦前のように、国内で全部が供給できるという場合は、これはもう関税と国内消費税との割合をとやこう言ふ必要はさういふ角度ではないわけ

すけれども、ただいまは非常に重要な点だと思ひます。

○樺葉夫君 関税を上げて消費税を下げて、さうして結局消費者価格は上がる、さういふ税のからくりがあるから、私は今のやうなことを申し上げたのですが、先ほどちょっと大矢委員からお話が出ておりましたが、一体砂糖の国内消費量といふものは百三十万トン、製糖の設備といふものは、私の聞いておりますのは、規制措置をとらるまでは、粗糖の割合の基準になつたもので、二百五十万トンをこえておつたのじゃないかと思ひます。さういふものを必要以上の設備をして、しかも償却をして、先ほどお話しした出た政黨献金を、団体としてはとにかくなかなかさうさうなところにあるらしいが、さういふものもちゃんとやりながら、なお四割とか二割の配当が行われるやうな状態をそのままにして、おいて、関税を上げて消費税を下げて、さうして結局消費者価格といふものが二円かそこら上がる、さういふのは、これは政治じゃありませんよ。私はさう思ひますが、何かさういふものを規制する方法について考えてみまか。おかしいですよ。あつちの税金を下げ、こつちの税金を上げる、それでさう出た答は、消費者価格の値上げ、さういふことではちよつと承知ができません。これはまあ生活の必需品ですから、赤字が出るやうなことから、国としてでも何かの助成措置、補助措置まで講じなければならぬほどの性質のものであります、その一方さういふことが平然と行われておる。出てくる答は消費者価格の値上げといふ御説明なんです、これなんか、政

府、こういうことじゃいかぬというこ
とお考えになりませんか。もつと消
費税の引き下げを行うとか、それが歳
入に影響があるというのなら、販売価
格等について強力な行政指導を行うと
か、何かの対策がないと、私はどうも
にわかに了解ができない。

○政府委員(佐野廣君) 樺委員の仰せ
られますこと、根本論としまして、き
わめて傾聴すべき御議論であると拝聴
いたしました。今回のこの関稅定率法
の改正と、砂糖消費税との問題は、先
ほど樺先生おっしゃいましたように、
一方で引き上げて一方で下げたという
措置でございますが、これは今仰せの
ように、今回のこの措置は、歳入歳出
にとんとんにかかすということに立ち
過ぎたと仰せられますと、そういうふ
うな御議論になると思ひます。従いま
して、今二円の、この前からの御議論
がござりますが、今回のこの措置は、
今の歳入歳出に穴があかないようにと
いうことと、根本に国内産業であるこ
のテンサイ糖の育成保護ということに
立ったのでございまして、今お話のよ
うに、根本論につきましては非常に傾
聴すべき御議論であると思ひますが、
今回のこの措置は、先ほど申し上げま
したような措置に出たのでございまし
て、十分検討する必要があると、かよ
うに考える次第でございまして。

○樺繁夫君 なんぼ傾聴していただき
ましてね、あつちの税金を下げて
こつちの税金を上げて、そしてテンサ
イ糖の助成、育成ということに重点を
置いてこれをやっておると、こう言う
のですがね。あまりテンサイ糖のこと
を言いますと、国民の疑惑もまたそう
いうところに向いてきますが、そ

う経過は別として、結局、消費者価格
が上るといふふうなことになるらぬよう
に、消費税率の引き下げをもう少し率
を考えると何かとお考えがないと、
私はちょっと、今説明は承りました
けれども、各国別の輸入の量について
ちょっと資料を、平林委員から請求の
ありました最近の製糖業者の業務成績
の資料をお願いすると同時に、各国別
の輸入状況がご覧できますようなもの
を、あわせて一つ資料としてちょうだ
いをしてほしい。これ要求いたします。委
員長、いいですか、今、資料要求を私
いたしておりますから、よく聞いて
おいてもらいたい。それで、できますね。
○政府委員(原純夫君) その資料は作
るつもりでおります。

ただいまの二円ばかり消費者価格が
上るといふ方向に力が働くという点
が、特に問題になっておるようであり
ますので、私からも一言申し上げたい
と思ひます。
今回の措置は、国内に砂糖の自給力
を面的に高めようというわけで、関
税を上げる。関税を上げますと、輸入
糖が百十五万トンありますから、その
百十五万トン分だけ歳入がふえるわけ
です。かわりに、消費税を下げる。同
じ額だけ下げれば、総体の税の高さは
変わらぬから、小売価格に対する影響は
ゼロだ。同じ価格下げるとしますと、そ
れにかける百三十万トンですから、減
収額が十五万トン分多くなるのです。
それでもいいじゃないかという御議
論がある。今、樺委員のお話は、そう
いう前提でお話が出て、いると思ひま
す。まあ、われわれもいろいろ考えた
んでありますけれども、一般の財政、
財源というものは、非常に苦しいとい

うことは御存じの通りであります。そ
こで、やむなくこの際、それを砂糖を
消費する人たちに当分しよっていただ
こうという考えをしたわけでありませ
ん。もちろん、これは二円が必ず消費
者価格の引き上げになるというのでは
ないのであります。実際は、砂糖価格
というものは自由に形成される価格で
あります。これは砂糖の税金コストが
上りますから、供給者としてはそれだ
け高く売りたいというのは当然であり
ますけれども、御案内の通り、砂糖の
価格は輸入—端的にいえば、輸入が
豊富になれば価格がゆるむ。それが
また、国際的な輸入価格が下れば下
る。現に相当下つて、先ほど来お話し
しております七十一円とか七十三円と
かにいなくて、七十円を割っておる
という状態でありませぬ。従いまして、
そういういわば価格がゆるむ状態、下
りぎみの状態であれば、この消費者に
行くのが、本来論理的なこの二円とい
うものは、あるいは製糖会社その他で
吸収されるという面が、過渡的には私
はあると思ひます。全体としましては
二円がまるまる必ず消費者に行くとい
うことにならないで、やはりある程度
は、先ほど来お話しした製糖業者の利益
というものも食われる理屈だと思ひ
ます。それがどの程度かというものは、
国際価格がどの程度安いか、または輸
入割当がどの程度豊富にできるか、そ
の結果、かつてのように、卸売価格が
八十円なり八十五円なりということに
ならないで、七十五円くらいになって
おれば、それは結局消費者に行かな
い。業者ないし輸入業者でござんして
まったというところになると思ひます。
その点は必ずしも簡単ではないので、

お願ひしたいのは、国内テンサイ糖
業あるいは沖繩のキャンショ糖業とい
うようなものの保護のために、この際砂
糖の消費者に場合によってその負担を
してもらふことがあるということ、
一つ御承認いただきたいということ
でありますので、かなり話が幅を持って
お話しただけのじゃないか。ぜひ
それをお願いしたいと思います。

○樺繁夫君 それは、今せつかく原さ
んのお話ですけれども、ここで政府委
員から、こういうふうに関稅定率を引
き上げて、砂糖消費税をこれだけ引き
下げますと、そうすると、消費者価格
は結局二円上りますと、こういう説明
があれば、製糖業者の利益の方に食
い込むということは絶対ありませ
んよ。

これ、原さんに、不勉強なんで教え
てもらいたいのですが、政党献金とい
うのは会社の経費に落ちますか。政党
は砂糖のセイトウではなくて、自民党
という政党ですよ。
○政府委員(原純夫君) 会社がそうい
う金を出します場合は、会社の税金を
はじきます場合、法人税をはじきます
場合、寄付金として扱うわけです。会
社の寄付金につきましては、法人税法
に規定がありまして、いろいろ会社と
してもおつき合いがあるらう、それから
仕事をやっていくのに寄付というもの
も必要だらうから、損金に認めます。
しかし、それを野放図に認めておりま
すと、利益がござり、もうどこかわ
からぬところに寄付されてしまつて、
税金がなくなつてしまつたので、限度を
設けております。その限度というの
は、利益金額の百分の二・五、それが
資本金額の百分の二・五、これの平

均額を限度とする。その額までは寄付
金は損金に落してよろしいということ
になっております。その他例外的に、
大蔵大臣の指定で損金に落せるとい
うものが、特に公益目的の著しいもの
についてありますが、一般にはそのワク
の中で、やはり政党献金もそのワクの
中であれば損金に算入されるというこ
とになります。

○樺繁夫君 これは政府の方によつ
と聞いておきたいのですが、粗糖割当
をきめます際に、設備が一つの割当基
準になっていたのを規制することにさ
れたのは、昭和二十九年でございま
すか、何年ですかというところが一つ。
その規制をされた当時百二十万トンか百
二十五万トンであった。国内の消費量
というものはそういうところであつた
のに対して、製糖設備というものは一
体どこまでふくれたのですか。それ
は食糧庁でおわかりのほうですが、
ちよつと御説明願ひします。

○説明員(昌谷孝君) 現在の割当の方
法は、前期の審糖実績、それに適正な
在庫量を加えたものを割当の基準にい
たしております。それで、設備がそう
いった割当の要素になつておりました
のは、正確に記憶いたしておりませ
んが、先ほど申しましたように、多分昭
和二十九年ころまでであつたように記
憶しております。その当時の設備能力
は、その当時の精製糖及び再製糖の昭
和二十九年におきます年間産糖量と
申しますか、供給量は百四万トンで
ございました。

○樺繁夫君 消費量の九割弱を、その
原料の輸入を外国に仰ぐような場合、
しかもそれが生活の必需品である場
合、こういうものは専売にすべきだと

○樺繁夫君 消費量の九割弱を、その
原料の輸入を外国に仰ぐような場合、
しかもそれが生活の必需品である場
合、こういうものは専売にすべきだと

この議論は私は傾聴すべき議論だと思
います。イタリヤなどバナナまで専売
にしていますね、輸入をしておるとい
うことで、先ほど砂糖の専売の国とい
うのを述べにならなかつたのです
が、イタリヤなどがしたバナナに至るま
で、外国の輸入に仰いでおるので専売
になっておる。そういうなから考え
ても、こういう国民消費量の九割を外
国の輸入に仰ぐというふうなものは専
売にすべきであるという議論は、私は
傾聴いたします。政府においても、今
のような野放図な製糖会社の設備拡
張、それからこの産業を見まして
も、悪いところが二割の配当で、多い
ところは四割をこえるというふうな配
当を許しておる産業というものはありま
せん。三白景気ということはまだ続い
ておる。だから、専売制について十分
一つ将来の研究を望んでおきます。

○委員長(加藤正人君) 他に御発言も
なければ、これにて両案に対する質疑
は尽きたものと認めて御異議ありませ
んか。

○委員長(加藤正人君) 御異議ないと
認めます。

関稅定率法の一部を改正する法律案
の討論に入ります。御意見のある方
は、賛否を明らかにしてお述べ願いま
す。——別に御発言もなければ、討論
は終局したものと認めて御異議ありま
せんか。

○委員長(加藤正人君) 御異議ないと
認めます。

関稅定率法の一部を改正する法律案
の討論に入ります。御意見のある方
は、賛否を明らかにしてお述べ願いま
す。——別に御発言もなければ、討論
は終局したものと認めて御異議ありま
せんか。

○委員長(加藤正人君) 御異議ないと
認めます。

関稅定率法の一部を改正する法律案
の討論に入ります。御意見のある方
は、賛否を明らかにしてお述べ願いま
す。——別に御発言もなければ、討論
は終局したものと認めて御異議ありま
せんか。

○委員長(加藤正人君) 御異議ないと
認めます。

関稅定率法の一部を改正する法律案
の討論に入ります。御意見のある方
は、賛否を明らかにしてお述べ願いま
す。——別に御発言もなければ、討論
は終局したものと認めて御異議ありま
せんか。

○委員長(加藤正人君) 御異議ないと
認めます。

に御賛成の諸君の挙手を願います。
〔賛成者挙手〕

○委員長(加藤正人君) 多数でありま
す。よつて本案は、多数をもって原案
通り可決すべきものと決定いたしま
した。

○委員長(加藤正人君) 次に、砂糖消
費税法の一部を改正する法律案の討論
に入ります。御意見のおありの方は、
賛否を明らかにしてお述べ願いま
す。——別に御発言もなければ、これ
にて討論は終局したものと認めて御異
議ありませんか。

○委員長(加藤正人君) 御異議ないと
認めます。

これより採決に入ります。砂糖消費
税法の一部を改正する法律案の問題に
供します。本案を原案通り可決するこ
とに賛成の方の挙手を求めます。
〔賛成者挙手〕

○委員長(加藤正人君) 多数でござい
ます。よつて本案は、多数をもって原
案通り可決すべきものと決定いたしま
した。

なお、諸般の手續等につきまして
は、前例により、委員長に御一任願
いますか。

○平林剛君 報告については大体前例
通りでけっこうでございますが、ただ
いま砂糖の専売制につきましては議論
がありまして、砂糖を専売制にするこ
とは十分検討の価値のあるものであ
る、こういう主張が述べられまして、
政務次官からも、これについては十分
政府で検討するというお答えを頂戴
いたしました。従つて、委員長が報告せ
られる場合におきましては、特にこの

ことを本会議で報告して置いていた
きたい。

○委員長(加藤正人君) 承知いたしま
した。そのように取り計らいます。

○委員長(加藤正人君) 次に、特定港
灣施設工事特別会計法案を議題といた
します。

質疑のある方は御発言願います。

○大矢正君 まず、政務次官に一つお
尋ねします。それは、池田さんが大蔵
大臣のときに、特別会計法というよう
なものを作つて特別会計の数をふやし
ていくということについて、どう思
うかという質問を私はしたことがあり
ます。池田大蔵大臣は、当時、特別会計
というものはふやすべきものでない、
むしろ積極的に大蔵省としてはこれを
減らす方向に努力するのだという答弁
があつた。そこで、今度の通常国会で
も、また特定港灣という特別な特別会
計が新たに設置されるわけですね。膨
大な数の特別会計ができていくわけ
であります。私が申しした通り、これは
大蔵大臣のかつての趣旨と反する結果
になるのではないかと思つたのであり
ますが、これからは特別会計というもの
は遠慮なくふやしていくつもりなの
か、どうなのですか。

○政府委員(佐野廣君) 特別会計をな
るべく作らないということにつきまし
ては、かつてもそうでございました。た
しやうが、今日におきましてもその方
針は変更をいたしておりません。現
在、たしか四十くらいあると思いま
す。三十四年度の子算編成の際におき
まして、特別会計の設置を希望され
るほかにも御意見がございましたけれ
ども、特に、この今大矢委員のおつしや

いまずような、なるべく特別会計は
設けないという方針のもとに、これを
一つ港灣施設工事の特別会計を設けた
というのでございまして、現在におき
ましても、なるべく特別会計は設けな
いという方針におきましては変更ござ
いしません。

○大矢正君 今度この特定港灣の指定
によつて工事が行われるわけですが、
新しい会計法のもとに、この中で、港
灣管理者が負担をする部分、あるいは
また受益者が負担をする部分、さらに
また国が負担をする部分というよう
に、大体三つに分れておるわけす
ね。そこで聞きたいのは、受益者の負
担を、これを将来どういうように工事
が完成したときに考えるのか。それ
は、かりに十分の五、すなわち半分の
受益者の負担を行つた場合に、工事
が完成をしたその施設というものは所
有権は一体だれにあるのか、この点承
わつておきたいと思つています。

○説明員(園田圭祐君) ただいまの御
質問でございしますが、受益者分担金を
とりましてやります工事は、大体泊
地、航路等が多いのでございまして。こ
れらのものは、泊地を掘り、航路を掘
ることによりまして、受益者負担金を
納めます会社が相当の分担金は納めま
すけれども、この航路はだれが通りま
してもいい性質のものでございまして
で、所有権は依然として港灣管理者の
ものでございまして。これに反しまし
て、岸壁等を作りまして、この岸壁は
受益者の占有施設等になる、實際問題
として占用化する傾向等がござ
いまして、問題になつたものではござ
いしますが、今回の特別措置では岸壁
等は除外してございまして、公共用の

施設は港灣管理者が所有しておつて全
然差しつかえないといつたものを選
んでおります。

○大矢正君 これは金だけとつて所有
権は港灣管理者、すなわち地方自治体
が持つというものは、どうも理由が私
はわからないのだけれども、結局、受益
者がそれだけ負担をしたということ
は、その部分について所有権を持つた
ということと同じことになるのじやな
いかと私は思うのですが、それを単に
使用させるだけだと、こういうことで
は、何かしら、私ももしろうとです
からよくわかりませんが、理解しがた
い点があるのですが。

○説明員(園田圭祐君) ただいまも御
説明いたしましたように、公共用の施
設でございまして、かりに受益者
分担金等をとらない場合におきまして
も、将来国の財政の都合が許すよう
な場合は、航路、泊地を掘ることも可
能であるような施設でございまして。し
かしながら、その航路を急速にやつて
もらうならば特定の会社が非常に利益
になりまして、時期を早めるとい
う意味におきまして、固なり港灣管理者
に協力をする、固なり港灣管理者
の一つ時期を早めてやろうというの
が、今回の趣旨であらうかと存じます。

○大矢正君 使用料を徴収するとい
うことが出てくるわけですね、地方自治
体が。管理者ですか……。この使用料
というものは、どういう形で計算をされ
るのですか。

○説明員(園田圭祐君) 使用料のお話
でございしますが、港灣法の建前と申し
ますか、それによりますと、港灣の維
持管理に必要な経費は大体使用料その

他の収入をもつてまかなわなければならないという条文がございます。港の施設を作り出す場合には、その施設を維持管理していく費用だけでなく、国が補助いたしますけれども、地元負担もございまして、多額の金門を投じているわけがございますが、これらの費用は、維持管理に要する費用よりも、港の建設改良に要する費用の方が大きいわけでございます。しかしながら、先ほど申し上げましたように、港法では維持管理に要する費用は使用料からとれることを言っておりまして、それ以上のものを、つまり建設改良に要する費用まで使用料から徴収してはいけないという積極的な条文はございませんが、維持管理に要する費用は少くとも使用料からとれるというふうに消極的に言っておりまして、その根拠を推定いたしますと、港の建設は、港施設を直接使用する者ばかりでなく、非常にその効果は大きいのでありまして、大きく後背地の国民生活一般に影響するという関係から、そういうふうになっているのであるまいかと思ひます。

○大矢正君 資金運用部から金を借りて工事をやりますね、これはいつも問題になるのだが、利ざやを会計はとるわけでしょう。六分と六分五厘の、これはほかの関係の工事会計でやっているから、この会計でもやはり五厘の利ざやをとるのだという理屈ですか。

○政府委員(小澤孝次君) お答えいたします。資金運用部が特別会計に貸します場合の利率は六分でございますが、それと今回この特別会計におきまして実施いたしました場合の事業につきましての港湾管理者の負担金は、これは地方債で納付していただくことになるわけでございますが、この地方債の利率というものは六分五厘、こういうことになっております。ただいま申し上げました特別会計、資金運用部の貸付利率は、これはこの特別会計だけではない、全般につきましてそういう利率を採用しております。それから交付公債の方の利率も、これは今回の特別会計だけではない、たとえば一般会計で直轄事業をやる、そういう場合の地方の負担金を交付公債で納付するといふ場合におきまして、これは六分五厘、そういう一般原則によっておりますので、そういう一般原則によつてやっております次第でございます。

○大矢正君 この付則の三項の中で、退職職員に対する手当を支給するため法律を改正するようになっております。これは、これはどういふわけですか、これは、れ自身で改正をしないのか。それは、この会計法の中でやるといふのは間違であるといふ私申しませんが、事実そういう実例はあるわけでありまして、何ですけれども、やはりすなわち本法それ自身で直すといふことで、本法それ自身の修正案という形で出すべきもので、この法律の付則として出すべきものではないのか。これはどういふ思ひですか。これはどういふ思ひか。

○政府委員(小澤孝次君) お答えいたします。この付則の三項の改正の中は、二つの部分があるわけでございますが、一つの方は、今回御審議願っておりますところの特定港灣施設工事特別会計というものを加える、こういう問題でございます。従来も、他の特別会計を作つたりあるいは廃止をするといふ場合には、付則においていじつてやるわけでありませぬ。

○委員(加藤正人君) 速記をとめて。〔速記中止〕

○委員長(加藤正人君) 速記をつけて。自後の質疑は後日に譲ります。

○委員長(加藤正人君) 次に、補助金の臨時特例等に関する法律等の一部を改正する法律案を議題として、質疑を行います。

○大矢正君 政務次官、補助金の整理方針の一環としてこの特別法の一部改正といふものが出てきておられるか。

○政府委員(佐野廣君) 仰せのように、なるべく臨時等の処置はできるだけ少なめよう、こういう方針でございます。

○大矢正君 これは、社会教育法が文部省で論議をされて、まあ社会教育法だけじゃないのだけれども、論議をされたときには、政府が人件費を補助することがどうかというところが中心になって、やはり独立するという立場から人件費は補助すべきじゃないと、やるべきじゃないという理由で出されたので、補助金整理のために出されたわけじゃないのだが、そうすると、政務次官の言っていることもこの整理の内容と違ってくるのだけれども、どうなんですか。

○政府委員(小澤孝次君) お答えいたします。ただいま別途国会で御審議中の社会教育法等の改正につきましては、維持運営費、この中には人件費等も一部含まれると思ひますが、そういうものも補助すると、こういうことになっておるわけでございますが、これは地方制度調査会等の御意見もございまして、そういう人件費等の経常費的な経費というものはあくまでもやはり地方団体が原則として持つべきであるところ、こういうような見地から、二十九年から今まで、補助金として交付する際にはその特別法をいたしまして、そういう経常的なものはやめて、むしろ施設あるいは設備、こういうものに重点を置いて補助して、こういう建前での臨時特例法ができておったわけでございますが、この間たまたま社会教育法の改正におきまして、この臨時特例法の方と同じ精神で実体法の方の改正をしていただく、こういうことで文部省と話し合いをつけて、別途提出いたしておるわけでございます。

○大矢正君 それに関連いたしました、今回の補助金等の臨時特例等に関する法律は、原則としてさらに一年延ばしていただくわけでございますが、その際におきまして、その整理をいたしましてこの臨時法の社会教育法あるいは図書館法、博物館法に關係いたしますところの臨時特例というものを整理をする、こういうことにいたしたい、このような意味で御審議願つておるわけでございます。

○大矢正君 あなたの経過説明を聞いておられるわけじゃないんで、政務次官は補助金を減らすと云うんだが、減らすという前提で整理するという限りにおいては、減らさなければいけないのだから、ところが、減らないじゃないかという面が出てくるわけじゃないか。たとえば、精神衛生法に關係して、この特別法では四分の一しか補助しないというやつを、それを五割の補助もしくは三分の一の補助に引き上げているんじゃないか。これは減らす補助じゃない、ふやす補助だ。そうすると、言うことが違ふんじゃないか。

○政府委員(佐野廣君) 私の申し上げているのは、その内容につきましては今小澤課長が御説明申し上げたような状況であるし、私の申し上げましたのは、臨時等の数をなるべく少なめるような方向に持つていこうということをおし上げたのでございます。

○大矢正君 あなたの答弁は最後にずいぶん逃げちゃったけれども、整理という限りにおいては補助金の総体的な額を減らすということであつて、法律を減らすわけではないし、事実上臨時として整理をしても、社会教育法とか、それ以外の博物館法とか、その他の法律で持つてきているのだから、何も整理できない。総体的に見れば

は、これは地方債で納付していただくことになるわけでございますが、この地方債の利率というものは六分五厘、こういうことになっております。ただいま申し上げました特別会計、資金運用部の貸付利率は、これはこの特別会計だけではない、全般につきましてそういう利率を採用しております。それから交付公債の方の利率も、これは今回の特別会計だけではない、たとえば一般会計で直轄事業をやる、そういう場合の地方の負担金を交付公債で納付するといふ場合におきまして、これは六分五厘、そういう一般原則によつてやっておりますので、そういう一般原則によつてやっております次第でございます。

○委員長(加藤正人君) 速記をつけて。自後の質疑は後日に譲ります。

○委員長(加藤正人君) 次に、補助金の臨時特例等に関する法律等の一部を改正する法律案を議題として、質疑を行います。

○大矢正君 政務次官、補助金の整理方針の一環としてこの特別法の一部改正といふものが出てきておられるか。

○政府委員(佐野廣君) 仰せのように、なるべく臨時等の処置はできるだけ少なめよう、こういう方針でございます。

○大矢正君 これは、社会教育法が文部省で論議をされて、まあ社会教育法だけじゃないのだけれども、論議をされたときには、政府が人件費を補助することがどうかというところが中心になって、やはり独立するという立場から人件費は補助すべきじゃないと、やるべきじゃないという理由で出されたので、補助金整理のために出されたわけじゃないのだが、そうすると、政務次官の言っていることもこの整理の内容と違ってくるのだけれども、どうなんですか。

○政府委員(小澤孝次君) お答えいたします。ただいま別途国会で御審議中の社会教育法等の改正につきましては、維持運営費、この中には人件費等も一部含まれると思ひますが、そういうものも補助すると、こういうことになっておるわけでございますが、これは地方制度調査会等の御意見もございまして、そういう人件費等の経常費的な経費というものはあくまでもやはり地方団体が原則として持つべきであるところ、こういうような見地から、二十九年から今まで、補助金として交付する際にはその特別法をいたしまして、そういう経常的なものはやめて、むしろ施設あるいは設備、こういうものに重点を置いて補助して、こういう建前での臨時特例法ができておったわけでございますが、この間たまたま社会教育法の改正におきまして、この臨時特例法の方と同じ精神で実体法の方の改正をしていただく、こういうことで文部省と話し合いをつけて、別途提出いたしておるわけでございます。

○大矢正君 それに関連いたしました、今回の補助金等の臨時特例等に関する法律は、原則としてさらに一年延ばしていただくわけでございますが、その際におきまして、その整理をいたしましてこの臨時法の社会教育法あるいは図書館法、博物館法に關係いたしますところの臨時特例というものを整理をする、こういうことにいたしたい、このような意味で御審議願つておるわけでございます。

同じことで、だから、減っていないんで、これは政務次官の答弁は詭弁だけれども、そういうことをやってもしょうがないけれども……。

○政府委員(佐野廣君) 数です、数。

○大矢正君 数だつて同じことですよ。そこで、まあ整理の根本問題というものも、これはもちろんあると思うのです。補助金の整理をするということが大蔵省の非常に大きな目標だということだ、前々から大臣も言っていることだし、それはまあ別といたしまして、補助金を実際にどのような効果を生かしているかということのための調査というものは、大蔵省は、財務局かどこか知らないが、やっているでしょう。こういう調査の経過というものはありますか。

○政府委員(小籠孝次君) 財政法の四十六条に根拠規定がございますが、これによりまして、大蔵省といたしましては、予算編成の資料を確保するというような見地から、特に補助金につきましては非常にいろいろの問題もございまして、ほんとうに生きた補助金であるか、あるいは効果のある補助金であるかという点につきまして、毎年方針をきめまして、そうしてそれによって各財務局、財務部を通じて調査をいたす、こういうことになっております。その結果につきましては、ただいま手元にごさいませんが、毎年度のその成果は編集いたしました、まとめたものはございませぬ。

○大矢正君 この補助金の実際の使い方が会計上どうかという問題は、これは会計検査院がやることだから、決算としてやることだから別だけれども、事実補助金としての効力を発揮してい

るかどうかということに対する調査の内容というものは、これはわれわれの前に明らかにしてもらいたいと思うのです、大蔵省は、なぜかという、かりに補助金を整理したいという大蔵省の考え方があつても、それは予算編成の過程の中で政治的に消されたり出てきたりする。そういう面があるわけですね。だから、私も私としては、一体大蔵省は、これは補助金としての効果を上げていくのかどうかと、こういう面についてはみずから調べた範囲というものはおそろく一割でしょう。だから、わずかなけれども、それにしても、そのわずかなものでも、その経過をまとめたものをわれわれの前に提示していただいて、そうして補助金というものの実際の姿はこうである、この程度しか効果は上っていないし、結論としては所期の目的を達していないというこ

とが出てくれば、われわれは議員の立場において、果して補助金の使い方が妥当であるかどうかという判断をして、やめるものはやめる、継続するものは継続する、ふやすものはふやすという結論が生まれて参ると思ひます。私もみずから調べて参るわけにはなかなかいかね問題で、大幅な金額になる問題でしようし、三千億以上にもなる問題ですから、そういうわけにはいかぬでしようが、大蔵省は、その一部であつても、調査をした内容については今後明確にしてもらいたいと思ひます。きょう持っているだけ見せてもらおうと思ひているのだけれども、なかなかないようですから、きょうとは言いませんが、いつか機会をあらためて、この点、一つ出していただきたく

○平林剛君 私も大矢さんと同じ意見で、補助金は整理する、整理するといつて、やっぱりなかなか減らないです。大蔵省だけのおやりになつてい

るから、何といつたつて、選挙近づけば、あるいは選挙近くなくても、やっぱり政党政治のもとにおいては、なかなか補助金を大英断をもつて削減するといふようなことは容易なことじゃないです。評判悪くなつてしまふし。ですから、私は、こういうものについては国民の代表を含めた審議会を作れといふことを主張しているのです。そして政府はよく、税制の問題についても国民の代表を含めてその答申を求め、その他の問題についても検討をしてもらつて、そうして答申を求め、こういう措置をやっているのです。ところが、補助金に関してはやらないのだ。本来、予算委員会というものが私は真剣に、いつかあなたの方でもまとめてくれた膨大な資料を中心に、真剣に議論をすべき場所なんですよ。ところが、やっぱり憲法論議とか外交問題がはなやかでありますから、それに集中されて、こういうじみ

な仕事をやる人はいない。予算委員会でも、分科会や一般質問があつても、時間に制限があつたりいたしまして、どうしてもこれをできないのです。だから、私は、そういう意味からいつて、やっぱり適当な審議会を作つて、そこで審議をさせるべきだ、そうして、そういう審議会を作れ、こういうことをほんとうは最高責任者に問わなければならぬ。幸い政務次官がおいでなつておりますから、私はそれを要求するのですけれども、いかがでしょ

うか、政務次官は、こういうことを実際に移して、政府として審議会を作るといふようなことに、先ほどの答弁と同じように、踏み切つて一つお答えを願ひたいのです。

○政府委員(佐野廣君) おっしゃる通りに、この前の予算編成の際にもほかからいろいろ御意見がございまして、なかなか、選挙前であるからとかないか、こういうことは別として、実際、選挙を経て出る議員の集まりでござい

ますから、なかなかこの問題は、平林先生のおっしゃる通りに、予算委員会においても真剣に御審議願ひばい

のですけれども、これも今仰せの通り、なかなかこういうところには花が咲かない、重点が置かれぬという状況でございます。大蔵省だけが何か悪者になるような場合がしばしば起つたのを私も体験いたしましたのでござい

ます。同時に、法規課長、私、先般あなたからいただいた資料を今でも保存して、たんにんに調べようと思つて

おります。あれだけの努力はなかなか大へんなことですが、今大矢さんが言われたような点も大事ですから、それも実行してもらいたいが、一つどう

しようか、補助金に関する白書というのを出したら、つまり、国有財産白書と

れとしてもまことに同感でございます。その点につきましてはわれわれもいたしまして十分検討してみたいと思っております。

○平林剛君 これはぜひ、委員長報告の中にも、そういう意見があったという点を発表しておいてほしい。詳細な点は速記録で御承知を願いますという性質のものじゃない。今お話しのように、事務当局でもそういう熱意に燃えているので、政務次官、どうか一つこれをあなたの仕事として、至急命令を出すとしようふうにお約束願えますか。

○政府委員(佐野廣君) きわめて重要な御意見でございます。白書という名前でご発表するのがよいかどうか、この点につきましては、なお白書というものの性格なり受け取り方がどんなものか私存じませんが、今平林委員の仰せられましたように、補助金政策のよくわかります、またあり方の実態を何らかの形で発表する、お知らせするということは、十分考慮いたしたいと考えます。

○平林剛君 これは、私は、今回政府が発表した国有財産白書と並んで、補助金に関する白書というのはどうしても必要ですよ。政府のためでもあるのですよ。来年度の予算編成の財源など考えますと、当然、これに対する熱意は今までより数倍燃やしてやらないと、政府自体が行き詰りますよ。これは政府のためにも、私はぜひ真剣に検討することを希望しておきます。

○委員長(加藤正人君) 速記をとめて【速記中止】
○委員長(加藤正人君) 速記をつけて。

別に御発言もなければ、これにて質疑は尽きたものと認めて御異議ございませんか。
【異議なしと呼ぶ者あり】

○委員長(加藤正人君) 御異議ないと認めます。
これより討論に入ります。御意見のある方は、賛否を明らかにしてお述べを願います。――別に御意見もなければ、これにて討論は終結したものと認めて御異議ございませんか。
【異議なしと呼ぶ者あり】

○委員長(加藤正人君) 御異議ないと認めます。
それでは、これより採決に入ります。補助金等の臨時特例等に関する法律等の一部を改正する法律案を問題に供します。本案を原案通り可決することに賛成の方の挙手を願います。
【賛成者挙手】

○委員長(加藤正人君) 多数でございます。よって本案は、多数をもって原案通り可決することに決定をいたしました。
なお、諸般の手續等につきまして、前例により、委員長に御一任願います。御異議ございませんか。
【異議なしと呼ぶ者あり】

○委員長(加藤正人君) 御異議ないと認めます。さように取り計らいます。
本日はこれにて散会いたします。
午後四時九分散会

三月十八日日本委員会に左の案件を付託された。
一、占領期間中における連合国防兵による被害補償の請願(第一三四〇号)
一、ビール麦の作付増加のためビール

ル税率引下げの請願(第一四二八号)

第一三四〇号 昭和三十四年三月七日受理
占領期間中における連合国防兵による被害補償の請願

請願者 愛知原蒲郡市三谷町三 舖三一 山田繁一
紹介議員 山本 米治君

占領期間中における連合国防兵による被害補償については、平和条約第十九条でいわゆる占領期間中における占領軍に対する請求権を日本国は放棄すると規定した結果、被害者の有する損害賠償請求権の行使は事実上不可能な状態におかれ、一家の支柱を失った遺家族あるいは身体の障害を受けた者の、その後の生活は困難を極め悲惨な月日を送っているから、(一)すみやかに被害者の調査を行うこと、(二)当面の生活補助として見舞金を支給すること、(三)遺家族及び被害者に対する救済のための立法化を図ること、等の実現を

図りたいとの請願。
第一四二八号 昭和三十四年三月十一日受理
ビール麦の作付増加のためビール税率引下げの請願
請願者 宮崎県西臼杵郡高千穂町三田井西臼杵郡ビール麦耕作組合連合会内 福田利一外二十九名
紹介議員 平島 敏夫君

畑作振興と麦作対策は、現下における重大なる農業問題として政府、国会、民間それぞれの立場において久しく論議検討されこれが施策についても種々

立案計画されているが、畑冬作の大宗を占める麦作については外国産麦の圧迫と内国産麦の需要減退からきわめて不安定な作物として問題をはらんでいく実情にあるから、これが打開の一環として、麦作のうち最も経済的作物であるビール麦の作付増加のため、ビール税率の引下げをすみやかに実現せられたいとの請願。